

刑法の一部を改正する法律案(閣法第八号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、飲酒運転や著しい高速度運転などの悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、過失による軽傷事犯における刑の裁量的免除の規定を設けようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、危険運転致死傷罪の新設

次に掲げる悪質・危険な自動車の運転行為により人を負傷させた者は十年以下の懲役に処し、死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。

- 1 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させる行為
- 2 進行を制御することが困難な高速度で、又は進行を制御する技術を有しないで自動車を走行させる行為

- 3 人又は車の通行を妨害する目的で、通行中の人又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生

じさせる速度で自動車を運転する行為

4 赤色信号を殊更に無視し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

二、 刑の裁量的免除

自動車の運転による業務上過失傷害罪を犯した者について、傷害が軽いときは情状により刑を免除することができる。

三、 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。